

# 委員会規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本オリエンテーリング協会定款第42条に基づき、委員会に関し必要なことを定めるものとする。

## 第2章 所管事項

(委員の職務)

第2条 この委員会は、この法人の運営を円滑にするため、理事会により定められた所管事項を遂行する。

## 第3章 委員及び委員会

(委員)

第3条 委員は、理事会が推薦し、会長が委嘱する。

(委員会)

第4条 定款第42条に定める委員会に以下を置く。

- (1) 総務委員会
- (2) 競技委員会
- (3) 地図委員会
- (4) 普及教育委員会
- (5) 強化委員会
- (6) スキーオリエンテーリング委員会
- (7) トレイルオリエンテーリング委員会
- (8) アンチ・ドーピング委員会
- (9) MTBオリエンテーリング委員会
- (10) 全日本オリエンテーリング大会実行委員会
- (11) 地域活性化委員会
- (12) 女性委員会
- (13) 倫理委員会

## 第4章 役員

(役員)

第5条 第4条の各委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長1名
- (2) 副委員長1名

(役員を選任)

第6条 委員長は、理事会の選任による。副委員長は、委員の互選による。

(役員職務)

第7条 委員長は委員会を代表し、委員会の会務を掌理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

## 第5章 任期

(任期)

第8条 委員及び役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補充又は増員により選任された委員及び役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 委員及び役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

## 第6章 会議

(招集)

第9条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(決議)

第10条 委員会の議決は出席委員の過半数で決定する。

(議事録)

第11条 委員長は、会議開催後速やかに議事録を会長に提出しなければならない。

## 第7章 雑則

(細則)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は、公益認定を受け移行の登記をした平成24年6月5日から施行する。
2. 平成28年2月7日改訂、施行する。